

エコアクション21

# 環境活動レポート

(平成31年度版)

運用期間：平成31年4月～令和2年3月



福岡県弁護士会北九州部会

令和2年8月1日発行

## 環境経営方針

### 基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。しかし、資源を使い果たすのではなく、現代の世代が将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていく社会（持続可能な社会）へと方向転換をしつつあります。

現在、かけがえのない地球環境を保全し、環境影響の低い持続可能な社会を構築しようとする市民の意識は強まり、今まさに、温室効果ガス排出量削減など環境保全活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

当部会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の低減、環境保全のため、外部に対する活動を継続し、当会の会務、会館の運営等に当たっては、以下の行動指針にしたがって環境保全の活動に取り組みます。

### 行動指針

環境経営システムを構築・運用し、環境関連法規等を遵守するとともに、環境負荷の低減に取り組みます。以下の行動指針に基づき、環境目標及び活動計画を定め、定期的な見直しを行い継続性のある活動を展開します。

- 1 二酸化炭素の排出量の削減  
節電を励行するとともに、各事務における効率的なエネルギー使用を推進します。
- 2 廃棄物の削減  
分別を徹底してリサイクル率を向上します。  
書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
- 3 水使用量の削減  
節水に努め、水使用量を削減します。
- 4 環境に配慮した商品等の購入  
環境に配慮した商品・サービスの採用・グリーン購入に努めます。
- 5 事業活動に関連する環境関連法規や条例等を遵守します。
- 6 環境問題に関する提言・啓発活動に取り組みます。
- 7 この環境方針は、部会員及び従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い全部会員及び従業員の環境保全に向けた意識の向上に努めます。
- 8 この環境方針は、広く一般に公表します。

平成 26 年 10 月 1 日制定  
令和 2 年 4 月 1 日確認  
福岡県弁護士会北九州部会  
部会長 中野 敬一

## 1. 事業の概要

- 1) 事業所名 福岡県弁護士会北九州部会  
代表者名 部会長 中野 敬一
- 2) 所在地  
北九州弁護士会館 福岡県北九州市小倉北区金田1丁目4番2号  
魚町法律相談センター 福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号5階  
折尾法律相談センター 福岡県北九州市八幡西区折尾4丁目6番16号(折尾YSビル  
2階)  
豊前法律相談センター 福岡県豊前市大字八屋2013-2
- 3) 環境管理責任者  
環境管理責任者 中藤 寛  
環境管理担当者 部会事務局 梶原英美子  
連絡先 電話093-561-0360  
FAX093-582-0410
- 4) 事業内容  
弁護士及び弁護士法人の指導, 連絡及び監督に関する事務(弁護士法31条)  
法律相談サービスの提供
- 5) 事業規模

	北九州弁護士 会館	魚町法律相談セ ンター	折尾法律相談 センター	豊前法律相談 センター
従業員数	5名	3名	1名	1名
延床面積	1095.35 m <sup>2</sup>	26.07 m <sup>2</sup>	44.25 m <sup>2</sup>	39 m <sup>2</sup>

- 6) 事業年度 4月1日~3月31日
- 7) 認証・登録の対象範囲(組織・活動)  
福岡県弁護士会北九州部会の, 北九州弁護士会館, 魚町法律相談センター, 折尾法律相  
談センター及び豊前法律相談センター

## 2. 当年度及び中長期環境目標

環境目標	単位	平成 24 年度 (基準 年度)	平成 26 年度目 標	平成 27 年度目 標	平成 28 年度目 標	平成 29 年度目 標	平成 30 年度目 標	平成 31 年度目 標
二酸化 炭素排 出量の 削減	Kg - CO2	51,464	50,435 以下 (2%)	49,406 以下 (4%)	48,891 以下 (5%)	48,376 以下 (6%)	47,861 以下 (7%)	47,347 以下 (8%)
電力 使用 量の 削減	kWh	84,093	82,411 以下 (2%)	80,729 以下 (4%)	79,888 以下 (5%)	79,047 以下 (6%)	78,206 以下 (7%)	77,366 以下 (8%)
廃棄物 総排出 量の削 減	kg	1700	1615 以 下 (5%)	1530 以 下 (10%)	1445 以 下 (15%)	1,360 以 下 (20%)	1,326 以 下 (22%)	1,292 以 下 (24%)
水使用 量の削 減	m <sup>3</sup>	152	150 以下 (1%)	148 以下 (2%)	147 以下 (3%)	147 以下 (3%)	147 以下 (3%)	147 以下 (3%)
グリー ン購入 の推進 (事務 用品)	新たに 購入を 開始し た環境 ラベル 商品の 種類	0	2	3	4	5	6	6
環境問 題に関 する提 言・啓 発活 動	会員・一 般市民 を対象 とした 提言・啓 発活動 の回数	0	1	2	3	4	5	5

※環境目標策定における電力の二酸化炭素実排出係数は、九電の平成 24 年度の排出係数 0.6  
12 (kg-CO2/kwh) を用いた。

### 3. 当年度の主要な環境活動計画

#### 3-1 二酸化炭素排出量の削減

##### (1) 電力使用量の削減

- ①エアコンの設定温度を決めた上で（夏季28度，冬季22度），事務局と連携を取り実行する。エアコンの利用が不要と考えられる時期には，原則，エアコンを運転停止とすることを検討する。
- ②夜間・休日・長時間席を離れる時は，PC・プリンター等の主電源を切る。
- ③エレベーターの使用を控え，階段を使用するよう努める。
- ④使用していない部屋の電気を切る。
- ⑤電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り（具体的な行動の要請を意識したもの）。
- ⑥特定電気事業者からの電力購入継続。

※(1)(2)(4)(5)は，各法律相談センターにおいても同様に活動する。

##### (2) 一般ゴミの削減

- ①両面・集約コピー，裏紙活用，文書の簡素化等によって，より一層の紙使用量の削減に努める。特に，再生紙利用についてはさらなる利用を促す。
- ②打ち合わせ・会議においてホワイトボードやプロジェクターの利用により，ペーパーレス化に努める。
- ③使い捨て製品（紙コップ，使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。
- ④詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により，製品等の長期使用を推進する。
- ⑤さらなる一般ごみ削減のため，一般ごみの中で高い割合を占める弁護士会業務関連文書について，各自のタブレット持参を奨励する等ペーパーレス化のための取組を一部試行する。
- ⑥紙を利用している連絡・周知事項について，電子媒体で代替できるものがないか，弁護士会事務局との内部コミュニケーションを通じて検討・確認する。
- ⑦多くの紙資源を消費している弁護士会内広報物についても，紙媒体での配布の必要性等を検討する

※上記(1)～(4)は各法律相談センターにおいても行う。

##### (3) 節水活動

- ①水を出しっぱなしにしない。
- ②節水活動の注意喚起のラベル貼り。
- ③②の徹底・強化。
- ④弁護士会館の異臭対策検討。
- ⑤トイレの温水便座・温水設定温度の見直し

##### (4) 環境ラベル商品の購入

- ①日常的に大量消費する事務用品6種類を環境ラベル商品へ切り替える。
- ※各法律相談センターにおいても，切り替えた環境ラベル商品を使用する。

(5) 部会員・一般市民への環境問題に対する意識の向上

- ①部会員等を対象にして、環境負荷の低減等をテーマとした広報活動を5回実施する。  
(掲示物・メーリングリストによる情報提供)
- ②特定電気事業者(ミツウロコ)からの電力購入開始をHP上で引き続き一般市民に発信する。
- ③部会員や一般市民を対象にした環境問題に関する意識向上のための施策を立案・検討する。

#### 4. 目標の実績

##### H31.4 から R2.3 目標の実績

項目	単位	平成 24 年度 (基準年)	平成 31 年度 (4 月～令和 2 年 3 月) 12 か月の目標	平成 31 年 (4 月～令和 2 年 3 月) 12 か月の実績	目標の達成率
二酸化炭素排出量	Kg-CO <sub>2</sub>	51,464	47,347 以下	33,021	116%
電力使用量	kWh	84,093	77,366 以下	66,309	116%
廃棄物の排出量	kg	1700	1,292 以下	1,309	98%
水使用量	m <sup>3</sup>	152	147 以下	174	84%
グリーン化商品の購入推進	種類	0	6	6	100%
環境問題に関する提言・啓発活動	件	0	5	5	100%

※平成 24 年度 (基準年) 及び平成 29 年度 4 月～3 月の 12 ヶ月の目標における、電力の二酸化炭素排出係数は、九電の平成 24 年度の排出係数 0.612 (kg-CO<sub>2</sub>/kwh) を用いた。他方、当会は平成 28 年 1 月 1 日よりミツウロコからの電力購入を開始しており、これによる二酸化炭素排出量の削減の程度を正確に測るために、平成 29 年度 4 月～3 月の 12 ヶ月の実績においては、ミツウロコの H27 の排出係数 0.498 を用いた。

## 5. 環境活動計画の取り組み結果とその評価

### 5-1 二酸化炭素排出量の削減(電力使用量削減)

平成31年4月～令和2年3月(平成31年度)は、二酸化炭素排出量の削減目標を47,347kg-CO<sub>2</sub>以下(基準年度の8%以下)としたが、実績は40,581kg-CO<sub>2</sub>の排出に留まった。これは目標の116%達成となる。

また、電力使用量自体についても、目標値であった77,366kWh以下(基準年度の8%以下)に対して、実績は66,309kWhの使用にとどまった。

エコアクション21認証取得後の中期的な実績を振り返っても、二酸化炭素排出量及び電力使用量ともに、順調に削減できている状況である。その要因は、

- ① エアコンの設定温度の調整、不必要なエアコン使用のカット、現場レベルでエアコン稼働能力を高める工夫を施したこと
- ② 平成28年1月1日より開始したミツウロコからの電力購入を、引き続き継続していること
- ③ 弁護士会館で使用する照明設備の全面的なLED化

等が挙げられる。

### 5-2 廃棄物の排出量削減

平成31年4月～令和2年3月(平成31年度)は数値目標を1,292kg以下としたが、実績は1,309kgと達成率は約98%にとどまり、目標を達成できなかった。

平成27年度以降、継続して、両面・集約コピーや裏紙活用、会議配布資料の電子化による削減、使い捨て製品の使用の抑制等より一層の紙資源の無駄遣いの防止に努めており、昨年度までは目標を達成してきた。今年度目標を達成できなかった要因は、以下のものが考えられる。

- ① 令和元年10月から12月にかけて、従業員の責任者である事務長の交代に伴い引継ぎが実施された。その際、過去の大量の不要資料をシュレッダーにかけて廃棄した(機密文書であったため、再利用は不可)。
- ② 当部会内の特定の委員会ではお弁当が発注されているところ、平成31年度より、業者側の意向で使用される容器が、回収容器から使い捨て容器に変更された。
- ③ 弁護士会館の2階談話室にはコーヒーマーカーが設置されているところ、令和元年10月にドリップ式からカプセル式のものに変更された(カップも大型のものに変更)。会員においてその利用が増えた結果、カップやカプセル等の廃棄量が増えた。

主な増加要因は①である。これは一過性の要因であるため、令和2年度以降の影響は考慮しなくてもよい。

他方、上記②③は影響こそ微細なものではあるが、今後対策を要する課題である。弁護



士会館利用者の便宜や福利厚生にもかかわる問題であるため、慎重に関係各所との協議を進めた上で対策を検討していきたい。

### 5-3 水使用量の削減

平成31年4月～令和2年3月（平成31年度）は数値目標を147m<sup>3</sup>以下としたが、実績は174m<sup>3</sup>であり、平成30年度に引き続き目標が達成できなかった。

平成30年度における目標未達成要因としては、一過性の要因である弁護士会館の外壁補修工事に伴う大量の水使用や、異臭防止のための定期的なシャワー室洗浄という要因があったが、これらは平成31年度には生じていない。

エコアクション委員会に置いて平成31年度の増加要因を検討したが、これといった特定の要因が思い当たらなかった。当部会の会員数は、令和2年1月時点で225名であり、基準年である平成24年1月時点の会員数154名と比較すると71名の増加となっている（約1.46倍）。会員数が増加すれば、それだけ弁護士会館の利用頻度も増え、トイレ利用等による水使用量も比例的に増加してしまう。このような会員数の大幅な増加が潜在的な増加要因であると推察できる。

水使用量の削減については、エコアクション21認証取得以降、主にソフト面での取組（弁護士会館利用者の節水意識を高めることに主眼を置く取組）を中心に行ってきた。節水型トイレの導入などハード面での取組みについて経済合理性の面で限界がある以上、今後もソフト面での取組みとならざるを得ない。

他方、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会的なリモートワークへの導入・切り替えが進んでいる。実際に、当部会においても、各種委員会がweb会議の方法で委員会を開催するなど、全体としての弁護士会館の利用機会が減少している傾向にある。令和2年度については、これにより水使用量が自ずと減少する可能性もあり、これまでのソフト面での取組みを維持しつつ経過を慎重に観察したいと考えている。

### 5-4 グリーン化商品の購入推進

購入目標を6種類とし、実績も6種類であるため、100%達成ができた。これは平成30年度に引き続き、EA委員会が積極的にグリーン化商品の購入を主導したこと、内部コミュニケーションにて環境への配慮の必要性をより一層理解してもらえたことが要因となっていると考えられる。

### 5-5 環境問題に関する提言・啓発活動

平成31年度は、部会員に対するメーリングリストを利用した節電に関する情報提供を行ったほか、当会各委員会の委員長あてに直接ペーパーレスや節電に関するお願いを行なった。また、部会員及び一般市民向けに、「環境マネジメントシステムのご紹介」と題する掲示物を弁護士会館に掲示し、提言・啓発活動を行った。

## 6. 次年度の取り組み内容

平成31年度（平成31年4月～令和2年3月）は、水使用量、廃棄物の排出量以外の環境目標については、いずれの数値目標も達成できた。

令和2年度の特徴として、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当部会会員等による弁護士会館の利用機会の減少が挙げられる。前述したとおり、社会的にもリモートワークやweb会議が広まりを見せており、当部会においても各種委員会のweb会議による開催が広く浸透している状況である。これにより、当部会会員における弁護士会館の利用機会が減少し、それに伴って電気使用量、水使用量及び廃棄物量が減少する可能性がある。

令和2年度において、達成環境目標については、引き続き従前の削減率を参考に環境目標を定め、同目標を実現するために積極的な取組を継続していく予定である。

平成31年度において目標を下回った水使用量及び廃棄物の排出量については、上記の要因を踏まえ、これまでの取組に加えてより削減効果の高い取組を実施する必要がある。エコアクション委員会を中心に、部会事務局とも内部コミュニケーションを深めて、削減効果の高い取組を検討・実施したい。

さらに、環境問題に関する提言・啓発活動についても、活動内容を年度初期にある程度確定させた上で、計画的に実施できるよう対応したい。

## 7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法の遵守状況をチェックした結果違反はなかった。なお、関係当局より違反の指摘、利害関係者からの訴訟もこれまでに一切なかった。

## 8. 代表者による全体評価と見直しの結果

当会では、平成31年度も各自が役割に応じて環境活動計画を実行にうつし、環境への負荷の低減に努めた。その結果、平成31年度の環境目標・環境活動計画の達成状況は、ほとんどの項目で目標値を上回る実績値となった。

特に、特定電気事業者（ミツウロコ）からの電力購入に伴う二酸化炭素排出量の大幅な削減とともに、電力使用量自体、例年大幅に削減できている点は非常に評価に値する。これに伴い、電気代削減などの経済的メリットを享受できている。このように、環境経営システムは有効に機能している。

また、当会が平成30年度より積極的に奨励しているペーパーレス化の取組も、引き続き弁護士会業務関連文書の大幅な削減に貢献している。

さらに、平成30年度は目標件数を下回ってしまった環境問題に関する提言・啓発活動について、計画的に提言内容・啓発活動の内容が立案・実施され、少なくない目標件数を達成できた点については、高く評価したいところである。

ただし、水使用量及び廃棄物量の削減については、残念ながら、数値目標を達成できなかった。後者の主な原因は一過性のものであると考えられるが、中長期的に環境への負荷を削減

していくことの難しさを痛感している。当部会における会員数は基準年である平成24年と比較すると大幅に増加しており、今後も増加傾向が続くものと予想される。このように、弁護士会館の利用者数が増加傾向にある中で、当部会の環境への負荷を継続的に減少させるという目標を達成するためには、ソフト面での取組みに加えてハード面での取組みも検討するべき段階にきているように感じられる。

他方、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うweb会議の浸透により、当部会会員等による弁護士会館の利用が減少すると考えられる。新型コロナウイルス感染拡大により、今後の弁護士会活動の在り方も変容を迫られる可能性もあり、新しい弁護士会活動の在り方に適した環境への負荷対策を講じる必要があると考えている。そのため、過渡期と捉えられる令和2年度においては、従来通りソフト面での取組みを中心として、環境への負荷の削減に引き続き努めたい。

## 9. その他環境保全活動

### 犬島訪問・調査（冒頭写真）

自然エネルギーによる発電が行われている岡山県岡山市にある犬島を訪問した。訪問時に、E A 2 1 委員会において、自然環境保全、生物多様性、エコツーリズムの促進による環境保全について検討するとともに、平成31年度の目標の達成に向けて協議し、E A 2 1 委員会内部におけるコミュニケーションを図った。

### ダム視察

北九州市内にあるダム4か所を視察し、北九州市における利水及び治水状況を調査した。

今後、犬島訪問及びダム視察において学びえた知見を通じて、環境問題に関する提言・啓発活動を含めたE A 2 1 委員会の活動に生かすこととする。

